

11月は

「児童虐待防止推進月間」です。

見すごすな 幼い子どもの SOS

平成22年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品

あなたの周囲で「もしかして虐待では?」、「あの子大丈夫かな?」と感じることはありませんか?

児童虐待は、子どもの健やかな心身の成長や人格形成に大きな影響を与えます。

虐待につながる背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭不和や経済的な問題などさまざまなストレス、葛藤があると思われます。市では虐待の通告（通報）や相談を受けた場合は、関係機関と連携し、虐待防止のための適切な支援につなげていきます。

“虐待”とは・・・

身体的虐待

- ・なぐる、蹴るなどの暴力
- ・タバコの火を押し付ける
- ・しぼりつける、冬に戸外に閉め出す



心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度 ・ば声を浴びせる
- ・言葉によるおどし、脅迫
- ・子どもの目の前で配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）

性的虐待

- ・子どもにわいせつな行為をしたり、見せたり、させたりする
- ・ポルノグラフィの被写体にする

ネグレクト（養育放棄）

- ・適切な食事を与えない
- ・ひどく不潔なままにする
- ・乳幼児を家や車に放置する



子どもを虐待から守るための5か条

1	「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）	通告はあなたの義務です
2	「しつけのつもり…」は言い訳	子どもの立場で判断
3	ひとりで抱え込まない	できることから実行しましょう
4	親の立場より子どもの立場	子どもの命が最優先です
5	虐待はあなたの周りでもおこりうる	特別なことではありません



もしや虐待では…と思ったら、迷わず連絡を！

児童虐待は、家庭という密室で起きるため、虐待を見つけることは大変困難です。いつも叫び声や悲鳴が聞こえる、顔や体にあざがある、身体や洋服がいつも汚れている、子どもを残してよく外出する…こうした兆候を見つかけたり、気づいたりしたときは、市役所こども課か児童相談所に相談（通告）しましょう。虐待の解決にあたっては、早期発見・早期対応が極めて重要です。

※相談・通告に関する誤報には罰則はありません。相談者のプライバシーは、守られます。

ご自身が、出産や子育てに悩んだ時なども、ぜひご相談ください。

児童相談所全国共通ダイヤル PHSや一部のIP電話からはつながりません

☎0570-064-000（お住まいの地域の児童相談所に電話につながります）

【相談・問合せ】 ・こども課 子育て支援係（小城庁舎）担当 池田、家庭相談員 ☎73-8821

・佐賀県中央児童相談所 佐賀市天祐一丁目8-5 ☎26-1212